

○電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
<p>（公害防止等に関する届出）</p> <p>第四条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者へ届け出なければならない。ただし、当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属するものである場合並びに同表の第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号に掲げる場合であつて、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。</p>							
届出を要する場合	届出期限	届出事項	届出先	届出を要する場合	届出期限	届出事項	届出先
一〇十五（略）	（略）	（略）	（略）	一〇十五（略）	（略）	（略）	（略）
十五の二 現に設置している又は予備として有している別に告示する電気工作物であつてポリ塩化ビフ	判明した後遅滞なく	当該電気工作物を設置してある又は予備として保管している場所を	当該電気工作物を設置してある又は予備している場所を	十五の二 現に設置している又は予備として有している別に告示する電気工作物であつてポリ塩化ビフ	判明した後遅滞なく	当該電気工作物を設置してある又は予備として保管している場所を	当該電気工作物を設置してある又は予備している場所を

エネルギーを含有する絶縁油を使用するものであることが判明した場合（直ちに、当該電気工作物を廃止し、第十七号の二の三の届出をする場合を除く。）

て有して いる者の 氏名又は 名称及び 住所若し くは法人 にあつて は代表者 の氏名、 当該電気 工作物を 設置して いる又は 予備とし て保管し ている工 場若しく は事業場 の名称及 び所在地 並びに当 該電気工 作物の種 類、定格 、製造者	管轄する産業 保安監督部長
--	------------------

エネルギーを含有する絶縁油を使用するものであることが判明した場合（直ちに、当該電気工作物を廃止し、第十七号の二の届出をする場合を除く。）

て有して いる者の 氏名又は 名称及び 住所若し くは法人 にあつて は代表者 の氏名、 当該電気 工作物を 設置して いる又は 予備とし て保管し ている工 場若しく は事業場 の名称及 び所在地 並びに当 該電気工 作物の種 類、定格 、製造者	管轄する産業 保安監督部長
--	------------------

	十六 (略)	十七 第一号若しくは第二号の施設又は第三号若しくは第四号の電気工作物を廃止した場合(当該施設の属する発電所の廃止又は出力の変更に伴い廃止した場合を除く。)
	(略)	変更又は廃止の後に係る事項
名、型式、設置又は予備の別、製造年月及び設置年月	(略)	当該廃止に係る事項
	(略)	当該施設又は当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長(予備として有している第十五号の二の電気工作物にあつては、当該電気工作物を保管している場所を管轄する産業保安監督部長を含む。)

	十六 (略)	十七 第一号若しくは第二号の施設又は第三号、第四号若しくは第六号の電気工作物を廃止した場合(当該施設の属する発電所の廃止又は出力の変更に伴い廃止した場合を除く。)
	(略)	変更又は廃止の後に係る事項
名、型式、設置又は予備の別、製造年月及び設置年月	(略)	当該廃止に係る事項
	(略)	当該施設又は当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長(予備として有している第十五号の二の電気工作物にあつては、当該電気工作物を保管している場所を管轄する産業保安監督部長を含む。)

<p>十七の二の二 騒音規制法 第三条第一項の規定 により指定された地 域内に設置される発 電所、変電所、開閉 所又はこれらに準ず る場所の同法第二条 第一項の特定施設に 該当する電気工作物 の全てを廃止した場 合</p>	<p>十七の二 騒音規制法 第三条第一項の規定 により指定された地 域内に設置される発 電所、変電所、開閉 所又はこれらに準ず る場所の同法第二条 第一項の特定施設に 該当する電気工作物 の全てを廃止した場 合</p>
<p>廃止の後 遅滞なく</p>	<p>廃止の後 遅滞なく</p>
<p>当該廃止 に係る事 項</p>	<p>当該廃止 に係る事 項</p>
<p>当該電気工作 物の設置の場 所を管轄する 産業保安監督 部長</p>	<p>当該電気工作 物の設置の場 所を管轄する 産業保安監督 部長</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

十七の二の三 (略)	(略)	(略)	(略)
十七の三十九 (略)	(略)	(略)	(略)
十七の二 (略)	(略)	(略)	(略)
十七の三十九 (略)	(略)	(略)	(略)

○電気事業法施行規則（平成七年通商産業省第七十七号）

（傍線部分は改正部分）

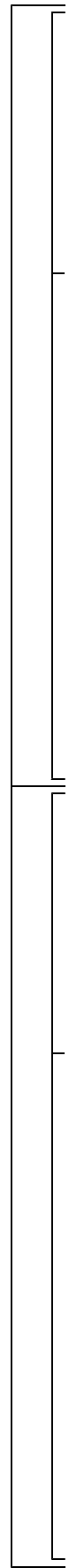
改 正 案		現 行	
別表第四（第六十五条関係）		別表第四（第六十五条関係）	
工事の種類	事前届出を要するもの	工事の種類	事前届出を要するもの
一～六 (略)	(略)	一～六 (略)	(略)
七 騒音規制法第二 二条第一項に規定する特定施設に該当する電気工作物（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）を設置す	発電所、変電所、送電線路、電力用保安通信設備、需要設備若しくはこれらの設置のための事業場における空気圧縮機、送風機、通風機、破砕機、粉砕機若しくは摩砕機（騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当するものに限る。）の設置（特定施設の種類の数を当該特定施設の種類の数に増加する場合を除く。）又はこれ	七 騒音規制法第二 二条第一項に規定する特定施設に該当する電気工作物（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）を設置す	発電所、変電所、送電線路、電力用保安通信設備、需要設備若しくはこれらの設置のための事業場における空気圧縮機、送風機、通風機、破砕機、粉砕機若しくは摩砕機（騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当するものに限る。）の設置又はこれに係る騒音防止設備の廃止若しくは改造であつて騒音防止の能力の減少を伴うもの

八・九 (略)	る事業場の電気 工作物に係る工 事
(略)	らに係る騒音防止設備の廃止若しくは 改造であつて騒音防止の能力の減少を 伴うもの
八・九 (略)	る事業場の電気 工作物に係る工 事
(略)	

○原子力発電工作物の保安に関する命令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）

（傍線部分は改正部分）

		改正案		現行	
別表第三（第十条、第十三条、第十四条関係）					
工事の種類	事前届出を要するもの	工事の種類	事前出を要するもの	工事の種類	事前出を要するもの
一～五（略）	（略）	一～五（略）	（略）	一～五（略）	（略）
六 騒音規制法第二十条第一項に規定する特定施設に該当する電気工作物（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）を設置する事業場の電気工作物に係る工事	発電所、電力保安用通信設備若しくはこれらの設置のための事業場における空気圧縮機、送風機、通風機、破碎機、粉碎機若しくは摩砕機（騒音規制法第二十条第一項に規定する特定施設に該当するものに限る。）の設置（特定施設の種別ごとの数を当該特定施設の種別について直近に届け出た数の二倍以内の数に増加する場合を除く。）又はこれらに係る騒音防止設備の廃止若しくは改造であつて騒音防止の能力の減少を伴うもの	六 騒音規制法第二十条第一項に規定する特定施設に該当する電気工作物（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）を設置する事業場の電気工作物に係る工事	発電所、電力保安用通信設備若しくはこれらの設置のための事業場における空気圧縮機、送風機、通風機、破碎機、粉碎機若しくは摩砕機（騒音規制法第二十条第一項に規定する特定施設に該当するものに限る。）の設置又はこれらに係る騒音防止設備の廃止若しくは改造であつて騒音防止の能力の減少を伴うもの	六 騒音規制法第二十条第一項に規定する特定施設に該当する電気工作物（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）を設置する事業場の電気工作物に係る工事	発電所、電力保安用通信設備若しくはこれらの設置のための事業場における空気圧縮機、送風機、通風機、破碎機、粉碎機若しくは摩砕機（騒音規制法第二十条第一項に規定する特定施設に該当するものに限る。）の設置又はこれらに係る騒音防止設備の廃止若しくは改造であつて騒音防止の能力の減少を伴うもの
七（略）	（略）	七（略）	（略）	七（略）	（略）



○原子力発電電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>（公害防止等に関する届出）</p> <p>第四条 原子力発電電工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、原子力規制委員会及び経済産業大臣へ届け出なければならない。ただし、同表の第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる場合であつて、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。</p>					
届出を要する場合	届出期限	届出事項	届出を要する場合	届出期限	届出事項
一〇十九（略）	（略）	（略）	一〇十九（略）	（略）	（略）
<p>二十 第一号若しくは第二号の施設又は第三号、第四号若しくは第六号の原子力発電電工作物を廃止した場合（当該施設の属</p>	<p>変更又は廃止の後遅滞なく</p>	<p>当該廃止に係る事項</p>	<p>二十 第一号若しくは第二号の施設又は第三号、第四号、第六号若しくは第七号の原子力発電電工作物を廃止した場合（当該</p>	<p>変更又は廃止の後遅滞なく</p>	<p>当該廃止に係る事項</p>

<p>する原子力発電所の 廃止又は出力の変更 に伴い廃止した場合 を除く。）</p>	<p>二十の二 騒音規制法 第三条第一項の規定 により指定された地 域内に設置される原 子力発電所の同法第 二条第一項の特定施 設に該当する原子力 発電工作物の全てを 廃止した場合</p>	<p>二十の三 振動規制法 第三条第一項の規定 により指定された地 域内に設置される原 子力発電所の同法第 二条第一項の特定施 設に該当する原子力 発電工作物の全てを 廃止した場合</p>
	<p>廃止の後遅滞な く</p>	<p>廃止の後遅滞な く</p>
	<p>当該廃止に係る 事項</p>	<p>当該廃止に係る 事項</p>
<p>施設の属する原子力 発電所の廃止又は出 力の変更に伴い廃止 した場合を除く。）</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

二十一～二十七(略)

(略)

(略)

二十一～二十七(略)

(略)

(略)